

社会保険事業状況（平成19年10月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成19年10月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,993万6千人、法第3条第2項被保険者1万2千人、船員保険6万5千人である。前年同月と比べてみると政管健保は36万8千人（対前年同月比1.9%増）、法第3条第2項被保険者は3千人（同17.9%減）、船員保険は1千人（同1.5%減）それぞれ増減している。被保険者数の月別推移は図I-1、図I-2、図I-3のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加傾向にある。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。

また、平成19年10月末現在の政管健保適用の事業所数は157万2千（対前年同月比2.2%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.5%減）、平成19年9月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同13.3%減）となっている。

図I-1 政管一般被保険者数の推移

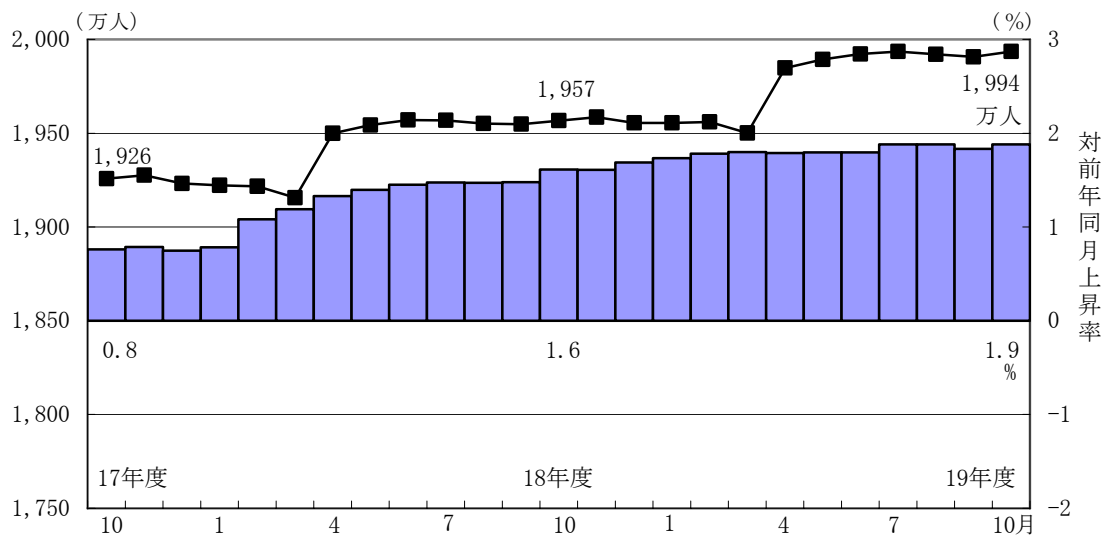


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

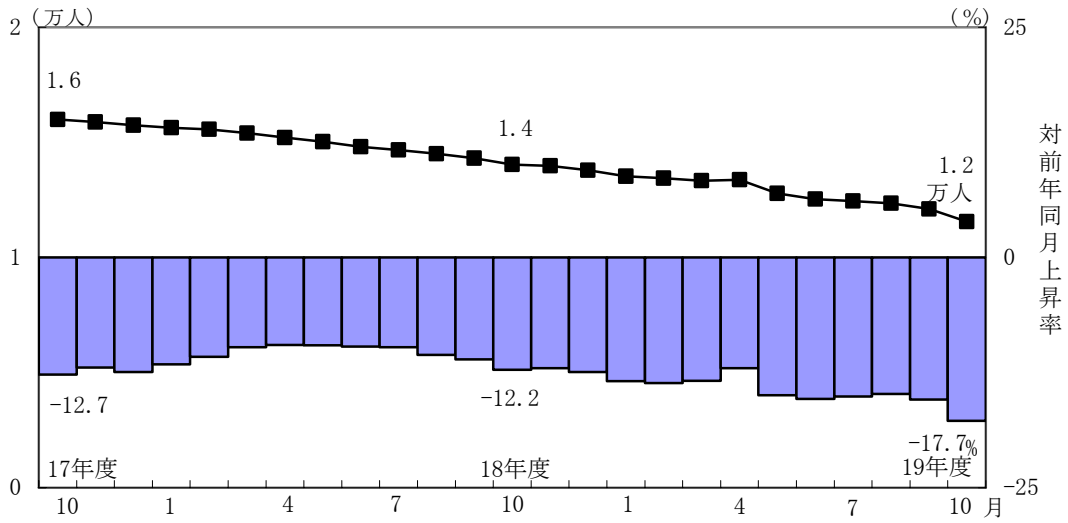
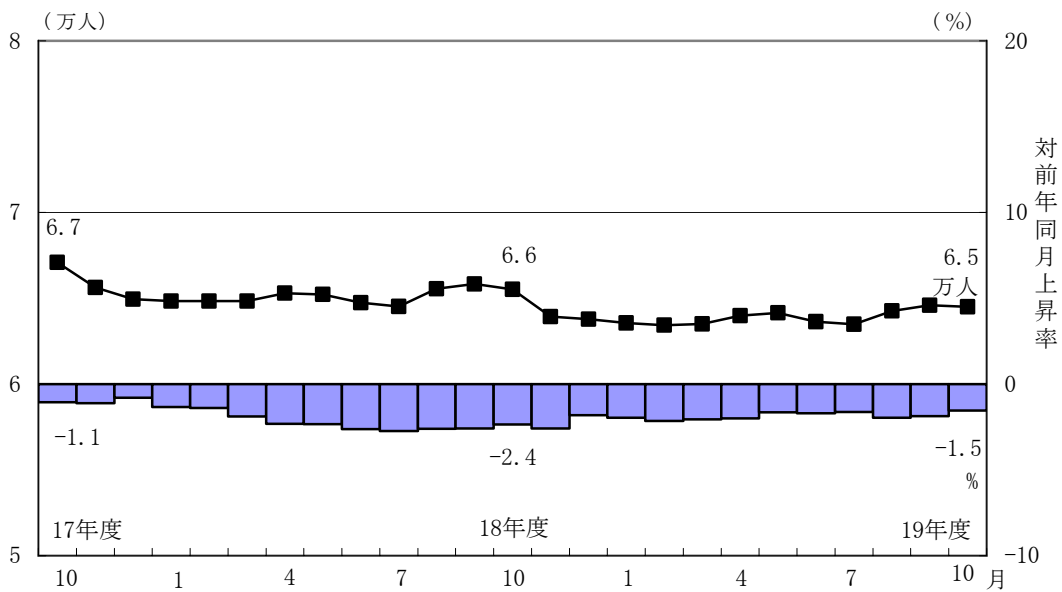


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成19年10月末現在の標準報酬月額 averages は、政管健保28万6,887円（対前年同月比0.8%増）であり、船員保険39万3,157円（同2.8%増）である。また、法第3条第2項被保険者の平成19年9月末の賃金日額の平均は1万3,793円（同5.6%増）である。

平成19年10月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保3万か所、法第3条第2項被保険者3か所、船員保険の船舶所有者数28か所となっている。被保険者数は、政管健保42万6千人、法第3条第2項被保険者78人、船員保険443人となっており、標準賞与額の平均は、政管健保19万円、法第3条第2項被保険者6万9千円、船員保険67万6千円となっ

ている。

各医療保険に加入している平成19年10月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,307万1千人（対前年同月比1.9%増）、法第3条第2項被保険者1万人（同23.0%減）、船員保険7万2千人（同2.8%減）である。

平成19年10月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額平均は、政管健保31万7,540円（対前年同月比0.7%増）、船員保険42万1,077円（同3.0%増）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の平成19年9月末の賃金日額の平均は1万3,810円（同4.3%増）である。

(2) 給付状況

平成19年10月の保険給付費は、政管健保3,737億4千万円（対前年同月比9.6%増）、法第3条第2項被保険者分2億円（同12.5%減）、船員保険22億5千万円（同7.2%増）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万9千円（同7.4%増）、法第3条第2項被保険者1万8千円（同6.4%増）、船員保険3万5千円（同8.9%増）である。

(3) 診療費の状況

平成19年10月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は、政管健保3,591億5千万円（対前年同月比6.9%増）、法第3条第2項被保険者分1億7千万円（同19.5%減）、船員保険18億9千万円（同6.0%増）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成19年10月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	21,765	41,443	35,915	5.2	4.6	6.9
法第3条第2項	9	21	17	△ 18.5	△ 20.1	△ 19.5
組合健保	17,957	32,501	26,399	5.1	4.3	5.5
船員保険	91	190	189	1.1	0.3	6.0
共済組合	5,631	10,146	8,271	3.6	2.8	3.8
小 計	45,452	84,301	70,791	4.9	4.2	6.0
国 保	32,952	75,213	75,388	6.3	6.2	8.6
老人保健	20,641	64,530	78,122	△ 1.8	△ 1.0	2.0
合 計	99,045	224,044	224,301	3.9	3.3	5.4

- (注) 1. 各制度とも審査支払機関からの報告による概数である。
 2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。
 3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成19年10月末現在の被保険者数1,993万6千人のうち、男子の被保険者数は1,240万2千人（対前年同月比1.6%増）、女子は753万4千人（同2.4%増）である。また、任意適用被保険者数は21万7千人（同3.2%増）で全体の1.1%である。

平成19年10月末現在の標準報酬月額平均は男子が32万8,167円（対前年同月比1%増）、女子が21万8,935円（同0.6%増）で、女子は男子の66.7%となっている。

平成19年10月末現在の被扶養者数は1,642万3千人で、扶養率は0.824である。

(2) 給付状況

平成19年10月の保険給付費は、3,737億4千万円（対前年同月比9.6%増）となっており、うち、医療給付費は3,400億8千万円（同9.2%増）で保険給付費の91.0%を占めている。また、傷病手当金は151億5千万円で保険給付費の4.1%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年10月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は9,588円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は10,075円、高齢受給者の1人当たり診療費は35,773円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が571.18、被扶養者が652.04、高齢受給者が1,477.35であり、1件当たり日数は、被保険者が1.86日、被扶養者が1.91日、高齢受給者が2.36日であり、1日当たり診療費は、被保険者が9,019円、被扶養者が8,090円、高齢受給者が10,243円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが図I-4であり、入院外についてみたものが図I-5である。

図 I-4 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院:老人保健、高齢受給者を除く)

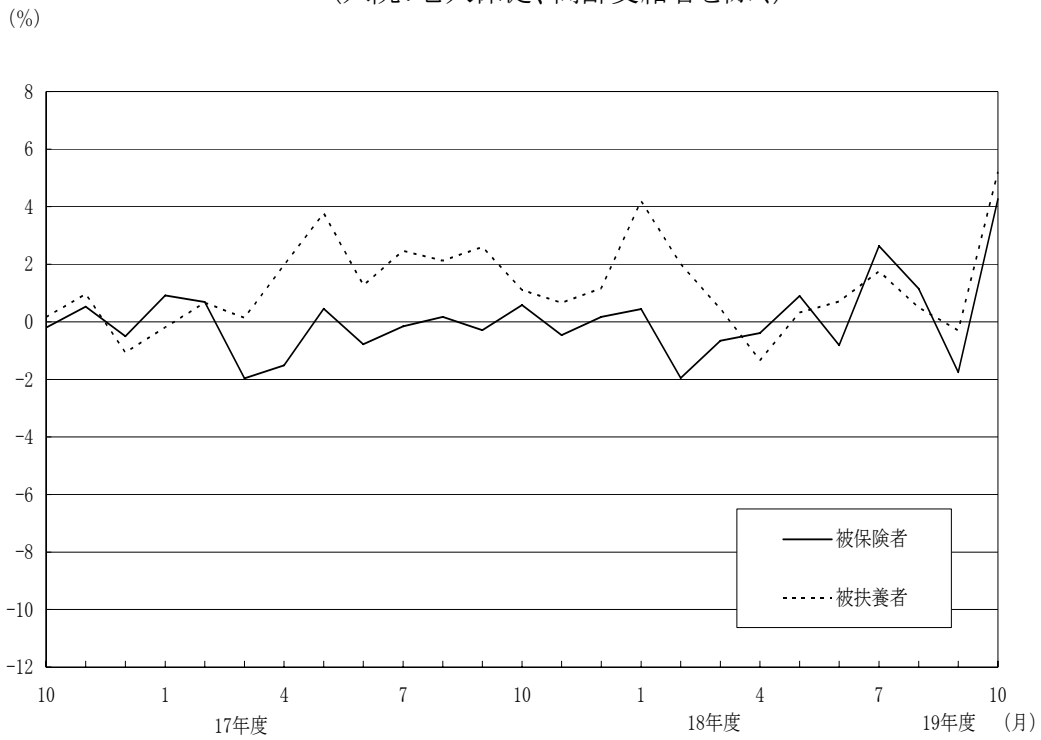
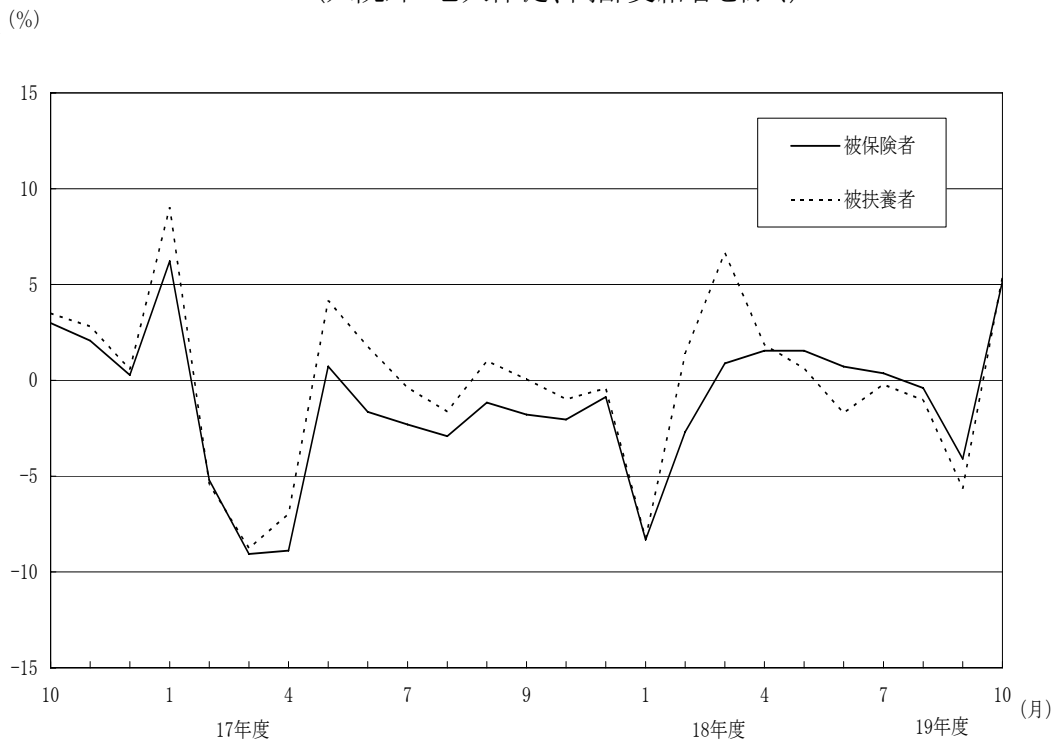


図 I-5 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外:老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成19年10月末現在の被保険者数1万2千人のうち男子は9千人（対前年同月比13.2%減）、女子は2千人（同33.2%減）である。

平成19年10月末現在の被扶養者数は7千人で、扶養率は0.589である。

(2) 給付状況

平成19年10月の保険給付費は、2億円（対前年同月比12.5%減）となっており、うち、医療給付費は1億7千万円（同16.9%減）で保険給付費の84.6%を占めている。また、傷病手当金は3千万円で、保険給付費の14.0%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年10月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は9,116円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は8,528円、高齢受給者の1人当たり診療費は28,919円となっている。これを三要素に分解すると、受診率(千人当たり件数)は、被保険者が483.80、被扶養者が494.06、高齢受給者が1,000.00であり、1件当たり日数は、被保険者が2.27日、被扶養者が2.04日、高齢受給者が2.92日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,313円、被扶養者が8,441円、高齢受給者が9,903円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成19年10月末現在の被保険者数6万5千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.3%減）、漁船（い）が1千人（同2.1%減）、漁船（ろ）が2万人（同2.4%減）、疾病任意継続被保険者数は3千人（同12.5%減）である。

平成19年10月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万3,500円（対前年同月比0.9%増）、漁船（い）が37万9,690円（同1.7%増）、漁船（ろ）が36万2,678円（同7.5%増）である。平成19年10月末現在の被扶養者数は9万7千人で、扶養率は1.502である。

(2) 給付状況

平成19年10月の保険給付費は、22億5千万円（対前年同月比7.2%増）となっており、うち、医療給付費は18億5千万円（同6.5%増）で、保険給付費の82.3%を占めている。また、傷病手当金は3億1千万円で、保険給付費の13.8%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年10月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は13,539円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は10,682円、高齢受給者の1人当たり診療費は35,523円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が512.69、被扶養者が631.94、高齢受給者が1,387.02であり、1件当たり日数は、被保険者が2.17日、被扶養者が1.99日、高齢受給者が2.60日であり、1日当たり診療費は、被保険者が12,150円、被扶養者が8,490円、高齢受給者が9,863円である。